

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年 7 月 5 日提出
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 橋本 明美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
【事務連絡者氏名】	長瀬 博子
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	あおぞら・新グローバル・プレミアム・ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	(1) 当初申込期間 500億円を上限とします。 (2) 継続申込期間 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2023年12月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するとともに、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

ファンドの目的

日本を含む世界の株式および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1 世界の株式・債券に分散投資

- 投資信託証券を通じて日本を含む世界の株式（新興国の株式を含みます。）および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資する外国投資信託証券

先進国株式	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・コア・エクイティ・ファンド
新興国株式	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
先進国債券	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド

※本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います（ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください。）。

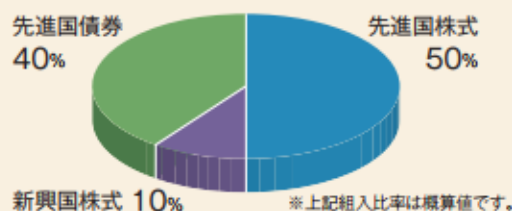
※組入れファンドにおいて、先進国債券への投資については対円で為替ヘッジを行います。株式への投資については為替ヘッジを行いません。

※上記は2024年7月5日現在の組入れ投資信託証券（以下「組入れファンド」または「指定投資信託証券」ということがあります。）の一覧です。

- 投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

なお、投資対象資産毎の投資信託証券への配分比率は下記の通りとすることを基本とします。

投資対象とする投資信託証券	配分比率の合計
グローバル株式（先進国株式、新興国株式）	概ね60%程度
グローバル債券	概ね40%程度



2 学術的研究に基づく運用

組入れファンドの運用は、学術的研究に基づく運用を実践する「ディメンショナル・アイルランド・リミテッド」が行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

組入れファンドの運用

組入れファンドの運用は、ディメンショナル・アイルランド・リミテッドが行います。ディメンショナルは、ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッドおよびその関係会社の総称です。経済分野で世界的に著名な学識経験者がディメンショナルのコンサルタントを務めており、ディメンショナルは学術的研究を応用した運用を実践しています。



ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ

1981年創立

運用資産残高：
6,771億米ドル（約95兆円）

従業員数：約1,600名

出所：ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ

従業員数および運用資産残高：

2023年12月末日現在、1米ドル＝141.02円で換算



※各拠点はディメンショナルのオフィス所在地です。*ディメンショナルと記載がある場合、特定の事業体を示すものではなく、世界各国に展開するディメンショナルのグループ企業である Dimensional Fund Advisors LP, Dimensional Fund Advisors Ltd., DFA Australia Limited, Dimensional Fund Advisors Canada ULC, Dimensional Fund Advisors Pte. Ltd., Dimensional Ireland Limited., Dimensional Japan Ltd.とDimensional Hong Kong Limitedを指します。

運用プロセス

- 組入れファンドの投資手法は、リターンを向上させる特性に着目し、分散されたポートフォリオを構築します。ディメンショナルの投資哲学は、学術的調査に基づいています。

【長期リターンが期待できる特性に着目】

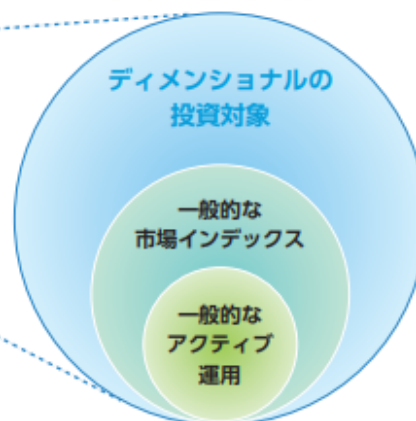
学術研究から得られた特性



長期的・安定的に、一般的なインデックスを上回る収益を目指しています

【株式投資の範囲】

幅広い銘柄に分散投資



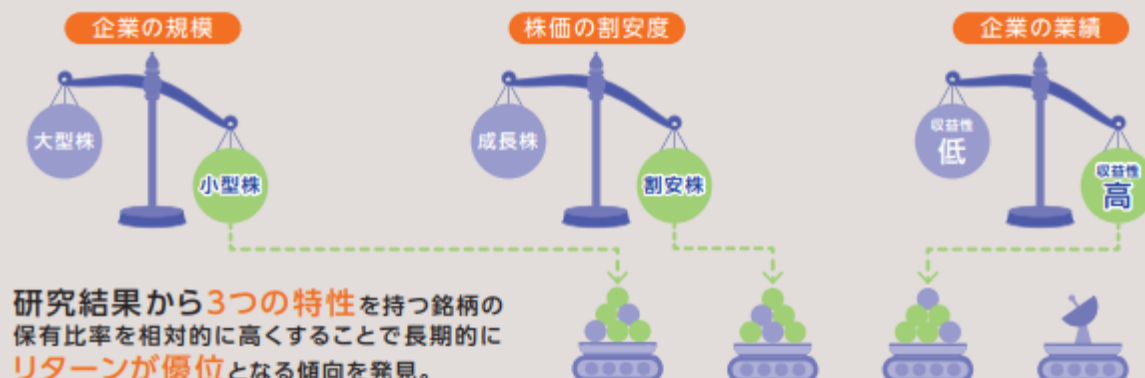
※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記運用プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。

※上記は組入れファンドの運用プロセスについて、委託会社が作成したものです。

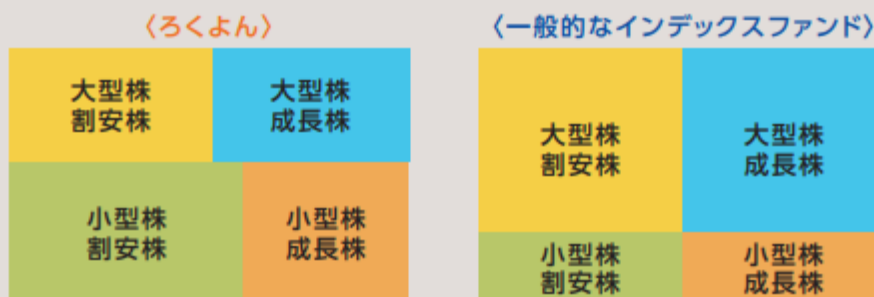
● 学術的研究に基づく運用

株式部分の運用は、個別銘柄に注目するのではなく
データに基づいた特性に着目する低コストの運用手法を採用しています

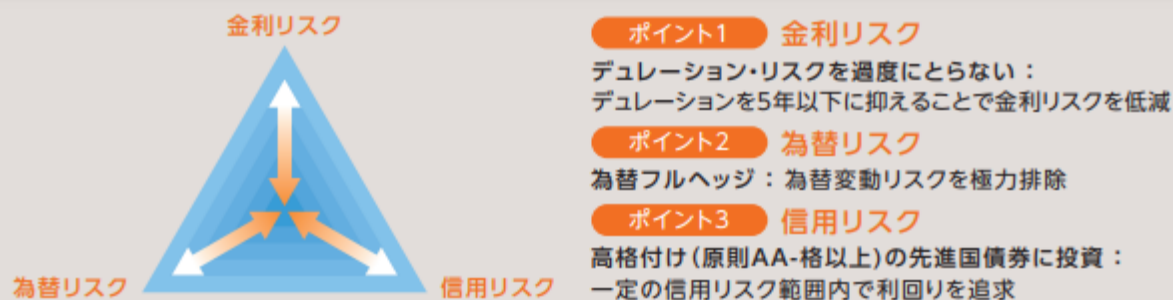
● ポートフォリオのイメージ



● 「ろくよん」と一般的なインデックスファンドを比較したポートフォリオのイメージ



債券部分の運用は、3つのポイントに着目します



※市況や資金動向その他の要因等によっては、上図のような運用ができない場合があります。また、変更される場合があります。

※上図は運用手法のイメージ図を委託会社が作成したものです。 ※本ファンドはベンチマークを定めておりません。

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2023年12月19日	関東財務局長に対して有価証券届出書の提出
2024年 1 月31日	信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始（予定）

<訂正後>

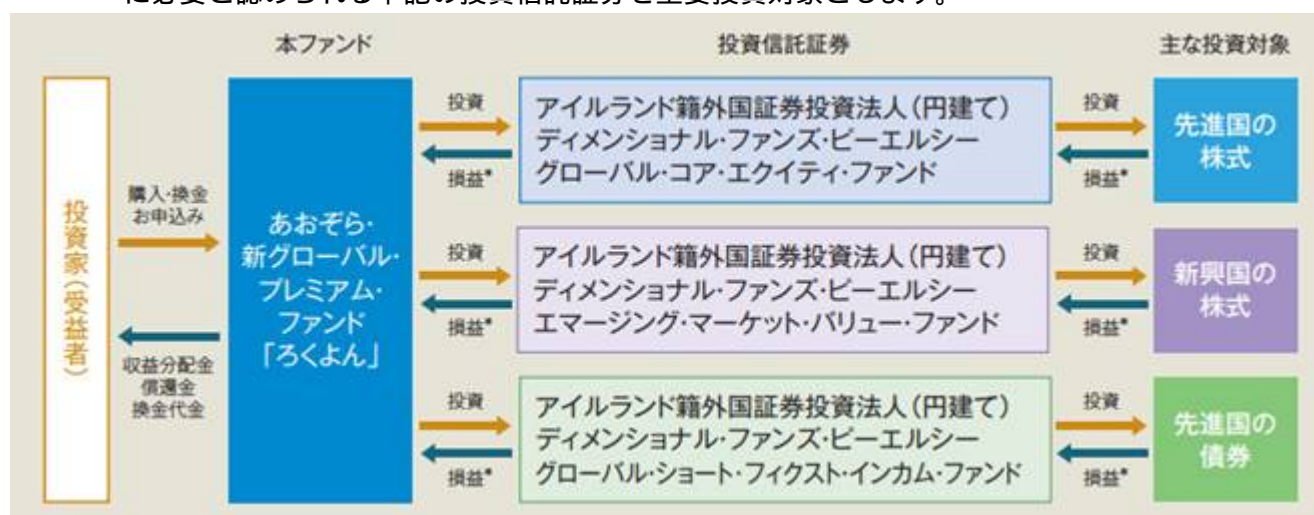
2023年12月19日	関東財務局長に対して有価証券届出書の提出
2024年 1 月31日	信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはディメンショナル・アイルランド・リミテッドが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



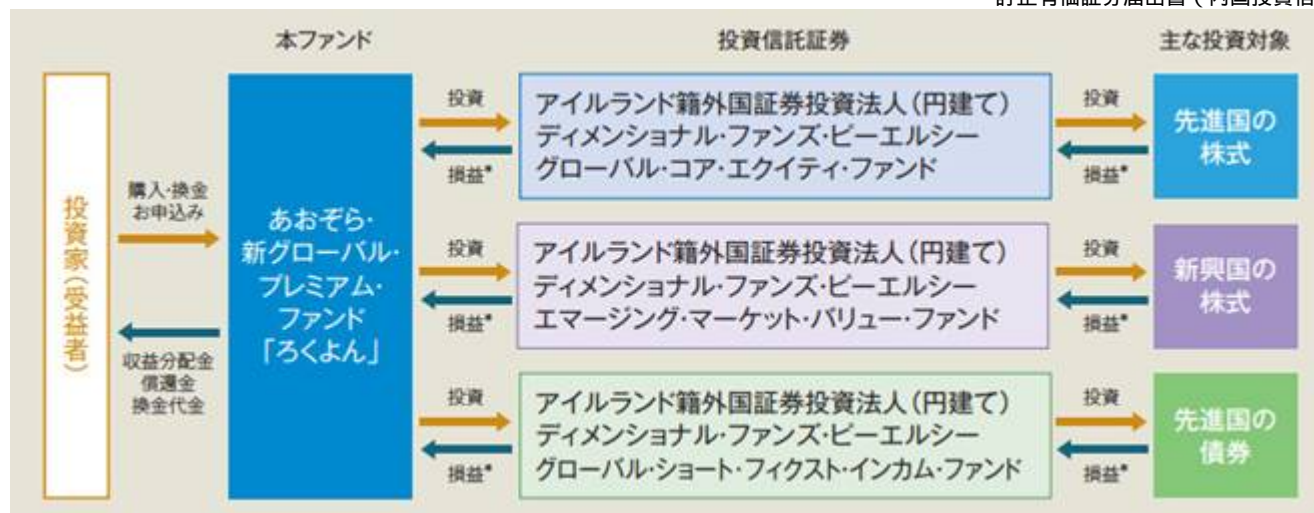
上記は本書提出日現在予定されている組入れ指定投資信託証券の一覧です。各指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

<訂正後>

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはディメンショナル・アイルランド・リミテッドが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



上記は本書提出日現在の組入れ指定投資信託証券の一覧です。各指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<更新後>

指定投資信託証券の概要（本書提出日現在）

- アイルランド籍外国証券投資法人（円建て） ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド（以下「先進国株式ファンド」という場合があります。）
- アイルランド籍外国証券投資法人（円建て） ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド（以下「新興国株式ファンド」という場合があります。）
- アイルランド籍外国証券投資法人（円建て） ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド（以下「先進国債券ファンド」という場合があります。）

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券です。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

指定投資信託証券の概要 a.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される先進国の株式に投資します。その際、割安と判断する株式や時価総額の比較的小さい小型株により比重をおきます。
主な投資制限	先進国の主要市場で取引されている先進国の株式を主要投資対象とします。 先進国で取引されている株式のうち、新興国の株式と判断される株式への投資割合は、原則として信託財産の資産総額の20%を超えないものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.22% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
管理会社	ディメンショナル・アイルランド・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される新興国（下記の投資対象国・地域リスト参照）の上場株式に投資します。その際、主に対象銘柄の時価総額と比較して資産価値が高いと判断される割安株に着目します。加えて、投資顧問会社の判断により預託証券（ADR等）も投資対象に含めることができます。なお、預託証券（ADR等）は以下の投資対象国・地域リスト以外の国・地域を含む場合があります。 <投資対象国・地域リスト> ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、クウェート、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、サウジアラビア、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦 投資顧問会社は上記リストを随時見直しできるものとし、ファンドの決算報告書類においてその見直し内容を開示するものとします。
主な投資制限	リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.41% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
管理会社	ディメンショナル・アイルランド・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 c.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	投資元本の保全を目指しながら、金利収入獲得の最大化を目指します。
主な投資対象	主として国債、政府機関・国際機関債や投資適格の社債などの先進国の固定金利/変動金利中短期公社債（残存年限5年以内）に為替をヘッジした上で投資することで、為替レートの変動による影響を抑えつつ、安定した収益を目指します。
主な投資制限	コマーシャル・ペーパーへの投資にあたっては、投資顧問会社において原則Prime1以上と評価される発行体に投資するものとします。 その他の公社債への投資にあたっては、投資顧問会社において原則AA-以上と評価される発行体に投資するものとします。格付がないものについては、運用会社がこれらと同等以上と判断するものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 0.21% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
管理会社	ディメンショナル・アイルランド・リミテッド
決算日	毎年11月30日

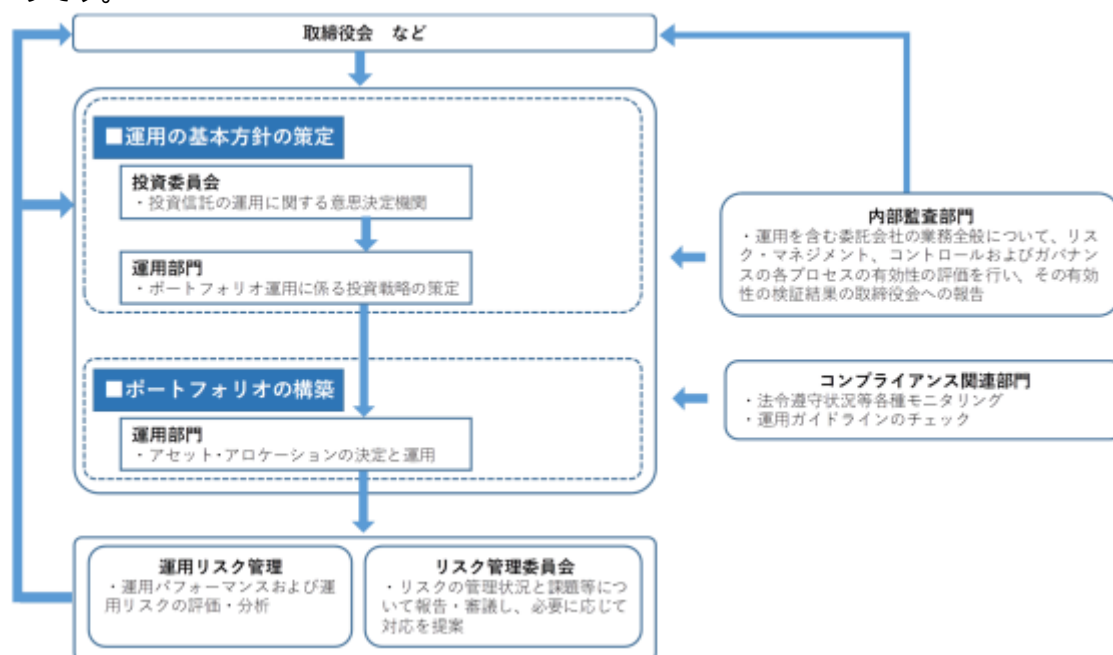
上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

<更新後>

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



投資委員会、リスク管理委員会ともに、15名程度で構成されています。

a. 運用体制に関する社内規則

委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保、流動性リスクの管理等を主要目的として、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されています。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保、流動性リスク管理態勢について、適宜是正勧告等の監督を行います。

b. 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社は、リスク管理委員会を設置しております。代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されています。運用部門とは別の管理部門は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行っており、その結果をリスク管理委員会へ報告し、当該報告事項等は取締役会にてチェックを行います。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制等

- 委託会社では、受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性・妥当性についての監査人による報告書を受託会社より受け取っております。
- 投資対象ファンドの組入れまたは運用権限委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

3【投資リスク】

<更新後>

（３）投資リスクの管理体制

委託会社では、管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されており、管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

各資産クラス：2019年5月～2024年4月



※本ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、本ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、JPXが有しています。

※MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

※FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当該指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率0.7480%（税抜0.680%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.235%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率0.983%（税込）程度

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（先進国株式ファンドを50%、新興国株式ファンドを10%、先進国債券ファンドを40%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7480%（税抜0.680%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、年率0.235%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率0.983%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在予定されている指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。
税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

<訂正後>

信託報酬

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率0.7480%（税抜0.680%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.235%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率0.983%（税込）程度

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（先進国株式ファンドを50%、新興国株式ファンドを10%、先進国債券ファンドを40%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7480%（税抜0.680%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、年率0.235%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率0.983%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。
税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）と

なり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

本ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。））の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

投資者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。

上記は本書提出日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記内容等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率（①＋②）	①ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
ファンド	1.18%	0.94%	0.24%

（2024年1月31日～2024年4月22日）

※総経費率の算出にあたっては、期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※各比率は、年率換算した値です。

※投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

※上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細費用につきましては、対象期間の交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

< 更新後 >

以下は2024年4月30日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アイルランド	2,330,445,737	98.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	28,203,203	1.19
合計(純資産総額)		2,358,648,940	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資証券	ディメンショナル・ファンズ・ ビーエルシー グローバル・コ ア・エクイティ・ファンド	421,253.804	2,664.98	1,122,636,033	2,760.52	1,162,879,551	49.30
2	アイルランド	投資証券	ディメンショナル・ファンズ・ ビーエルシー グローバル・ ショート・フィクスト・インカ ム・ファンド	1,135,711.685	813.47	923,867,751	813.36	923,742,456	39.16
3	アイルランド	投資証券	ディメンショナル・ファンズ・ ビーエルシー エマージング・ マーケット・バリュース・ファンド	153,256.69	1,512.73	231,836,028	1,590.95	243,823,730	10.33

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.80
合計	98.80

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2024年4月22日）	2,225,357,130	2,225,357,130	1.0439	1.0439
2024年1月末日	439,175,443	—	1.0000	—
2月末日	960,609,453	—	1.0336	—
3月末日	1,765,986,734	—	1.0602	—
4月末日	2,358,648,940	—	1.0677	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2024年1月31日～2024年4月22日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2024年1月31日～2024年4月22日	4.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2024年1月31日～2024年4月22日	2,136,938,134	5,248,815	2,131,689,319

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

< 参考情報 >

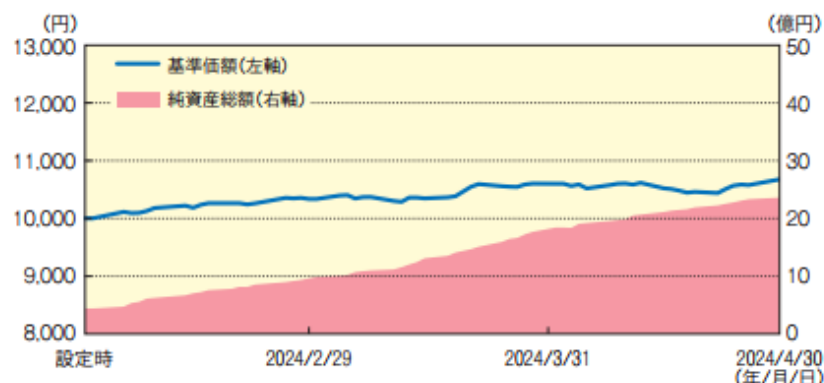
本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2024年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

2024年1月31日(設定日)～2024年4月30日



- 基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の価額です。
- 上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額 (分配金控除後)	10,677円
純資産総額	23.59億円

期間騰落率(年率換算前)

期 間	ファンド
1 ヶ 月	0.7%
3 ヶ 月	6.8%
6 ヶ 月	—
1 年	—
3 年	—
設定来	6.8%

- 本ファンドの期間騰落率は信託報酬控除後のものです。なお、換金時の費用、税金等を考慮していません。
- 本ファンドの期間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。また、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■資産構成比*

組入れファンド・資産	比率
ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド(先進国株式)	49.3%
ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド(新興国株式)	10.3%
ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド(先進国債券)	39.2%
現預金・その他	1.2%
合 計	100.0%

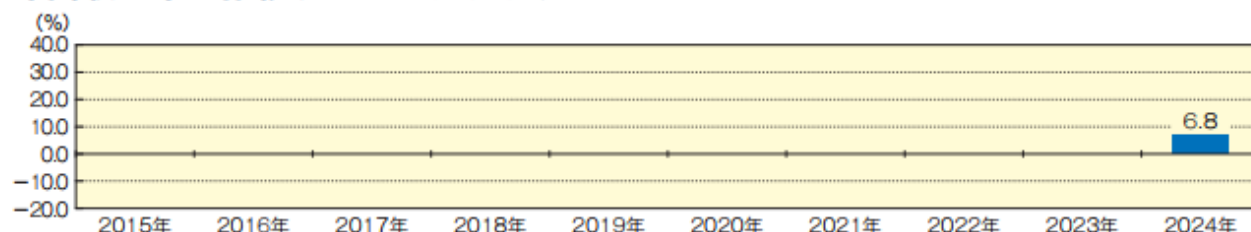
* 比率は、純資産総額に対する割合です。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	2024年4月	2025年4月	2026年4月	2027年4月	2028年4月	設定来累計
分配金	0円	—	—	—	—	0円

- 収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。

年間収益率の推移(1万口当たり、税引前)



- 本ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- 本ファンドは、ベンチマークを設定していませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載していません。
- 2024年は設定日から4月末日までの騰落率を表示しています。

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2024年4月30日現在

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

本ファンドが主要投資対象とする「ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド」、「ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド」および「ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド」の運用状況です。

ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド

■組入上位5銘柄

銘柄名	国	業種	比率
マイクロソフト	米国	情報技術	2.9%
アップル	米国	情報技術	2.9%
エヌビディア	米国	情報技術	2.3%
アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	1.6%
アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	1.6%

※個別銘柄を推奨するものではありません。

■銘柄数

銘柄数	8,208
-----	-------

■国別構成比

国	比率
米国	68.5%
日本	7.3%
英国	4.0%
カナダ	3.4%
フランス	2.7%
その他	14.0%
現預金等	0.2%
合計	100.0%

ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド

■組入上位5銘柄

銘柄名	国	業種	比率
リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	3.3%
アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス	2.4%
ブラジル石油公社	ブラジル	エネルギー	2.3%
中国建設銀行	中国	金融	2.2%
サムスン電子	韓国	情報技術	1.9%

※個別銘柄を推奨するものではありません。

■銘柄数

銘柄数	3,284
-----	-------

■国別構成比

国	比率
中国	23.9%
インド	19.9%
台湾	18.8%
韓国	12.6%
ブラジル	4.1%
その他	20.3%
現預金等	0.3%
合計	100.0%

ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド

■利回り・特性値

最終利回り	5.04%
平均クーポン	2.06%
平均残存期間	0.18年
デュレーション	0.17年
平均格付	AA

※最終利回りは、実際の投資家利回りとは異なります。なお、ヘッジコストは-4.93%程度です。

※デュレーションとは、金利の変化に対する債券の価格感応度を示す指標で、単位は「年」で表示されます。この値が長い(短い)ほど、金利の変化に対する債券価格の変動率が大きく(小さく)なります。

※平均格付とは、基準日時点での保有債券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れファンドに係る信用格付ではありません。

■種別構成比

債券種別	比率
国債/政府機関債	69.6%
社債	9.0%
その他	21.4%

■格付構成比

格付	比率
AAA	43.7%
AA	56.3%
その他	0.0%

■国別構成比

国	比率
英国	20.3%
カナダ	18.7%
米国	9.3%
オーストラリア	8.9%
国際機関	8.5%
シンガポール	6.0%
その他	28.2%
合計	100.0%

※国は組入銘柄の発行体の所在国を示しています。

※本頁はディメンショナル・ファンド・アドバイザーズからのデータに基づきあおぞら投信が作成したものです。

※各項目の比率は、組入れファンドの資産総額に対する割合です。また、各項目の比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※本頁の国、業種、種別、格付は、投資顧問会社による定義です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

- (1) 本ファンドの取得申込は、販売会社の営業日（ただし、継続申込期間中においては、アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

- (1) 本ファンドの取得申込は、販売会社の営業日（ただし、継続申込期間中においては、アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。

2024年11月5日以降は、原則として、本ファンドの取得申込の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、継続申込期間開始日以降、アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において一部解約の実行の請求を行うことができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、継続申込期間開始日以降、アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において一部解約の実行の請求を行うことができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。

2024年11月5日以降は、原則として、一部解約の実行の請求に係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

4【受益者の権利等】

<訂正前>

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

一部解約金の支払いは、原則として換金（解約）受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等において行うものとします。

<訂正後>

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

2024年11月5日以降は、原則として、一部解約の実行の請求に係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。

一部解約金の支払いは、原則として換金（解約）受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等において行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

（１）本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2024年1月31日（設定日）から2024年4月22日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【あおぞら・新グローバル・プレミアム・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 2024年 4月22日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	91,593,417
投資証券	2,203,339,812
未収利息	25
流動資産合計	2,294,933,254
資産合計	2,294,933,254
負債の部	
流動負債	
未払金	67,000,000
未払受託者報酬	78,401
未払委託者報酬	2,054,052
その他未払費用	443,671
流動負債合計	69,576,124
負債合計	69,576,124
純資産の部	
元本等	
元本	2,131,689,319
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	93,667,811
（ 分配準備積立金 ）	25,605,397
元本等合計	2,225,357,130
純資産合計	2,225,357,130
負債純資産合計	2,294,933,254

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期	
	自 2024年 1月31日	至 2024年 4月22日
営業収益		
受取配当金	4,529,021	
受取利息	904	
有価証券売買等損益	23,816,791	
営業収益合計	28,346,716	
営業費用		
支払利息	14,766	
受託者報酬	78,401	
委託者報酬	2,054,052	
その他費用	443,671	
営業費用合計	2,590,890	
営業利益又は営業損失（　）	25,755,826	
経常利益又は経常損失（　）	25,755,826	
当期純利益又は当期純損失（　）	25,755,826	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）	150,429	
期首剰余金又は期首欠損金（　）	-	
剰余金増加額又は欠損金減少額	68,194,876	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	68,194,876	
剰余金減少額又は欠損金増加額	132,462	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	132,462	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	
分配金	-	
期末剰余金又は期末欠損金（　）	93,667,811	

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	本ファンドの計算期間は、原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、2024年 1月31日から2024年 4月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 2024年 4月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,131,689,319口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0439円
(10,000口当たり純資産額)	(10,439円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2024年 1月31日 至 2024年 4月22日		
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	4,094,691円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	21,510,706円
収益調整金額	C	68,062,414円
分配準備積立金額	D	0円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	93,667,811円
本ファンドの期末残存口数	F	2,131,689,319口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	439円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期
		自 2024年 1月31日 至 2024年 4月22日
1. 金融商品に対する取組方針		本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。 委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。
2. 金融商品の内容及びリスク		
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第1期 2024年 4月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2. 時価の算定方法	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第1期 自 2024年 1月31日 至 2024年 4月22日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	439,176,646円
期中追加設定元本額	1,697,761,488円
期中一部解約元本額	5,248,815円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 2024年 4月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	23,816,791
合計	23,816,791

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド	1,098,833.087	893,867,751	
	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド	407,464.885	1,085,136,033	
	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド	148,392.962	224,336,028	
合計		1,654,690.934	2,203,339,812	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年 4月30日現在

資産総額	2,359,107,260円
負債総額	458,320円
純資産総額（ - ）	2,358,648,940円
発行済口数	2,209,083,890口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0677円
（1万口当たり純資産額）	（10,677円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	4億5,000万円
会社が発行する株式の総数	45,000株
発行済株式総数	18,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

（2）会社の機構（本書提出日現在）

会社の意思決定機構

経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに関係各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。商品企画部は、ファンドの商品企画・設計を行い、運用部は「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。

投資対象ファンドの組入れまたは運用権限の委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して適宜に調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して、定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2024年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	35	462,373,720,588
単位型株式投資信託	10	17,295,765,092
合計	45	479,669,485,680

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2023年 3月31日現在)		当事業年度末 (2024年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	2		688,645		1,341,600
前払費用			6,921		10,637
未収委託者報酬			1,092,830		1,706,098
未収入金			26,551		0
立替金			25,707		-
流動資産計			1,840,656		3,058,337
固定資産					
有形固定資産	1		10,675		19,486
建物		10,378		18,986	
器具備品		297		499	
無形固定資産			24,341		18,750
ソフトウェア		24,341		18,750	
投資その他の資産			20,684		36,148
繰延税金資産		20,684		36,148	
固定資産計			55,701		74,384
資産合計			1,896,358		3,132,721
(負債の部)					
流動負債					
未払金			799,628		1,243,093
未払手数料	2	559,580		876,900	
その他未払金	2	240,048		366,193	
未払費用			1,244		1,710
未払法人税等			21,227		66,693
未払消費税等			48,538		75,401
預り金			14,644		11,909
流動負債計			885,284		1,398,808
固定負債					
資産除去債務			12,431		22,763
固定負債計			12,431		22,763
負債合計			897,715		1,421,572
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			98,642		811,149
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		98,642		811,149	
純資産合計			998,642		1,711,149
負債・純資産合計			1,896,358		3,132,721

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年 3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		2,331,797		3,612,275	
営業収益計			2,331,797		3,612,275
営業費用					
支払手数料	2	1,184,011		1,844,928	
支払投資顧問料		17,361		14,032	
広告宣伝費		35,907		22,230	
調査費		22,137		41,978	
委託計算費		35,600		44,462	
営業雑経費		104,682		101,345	
通信費		4,121		4,955	
印刷費		99,106		94,509	
協会費		1,454		1,880	
営業費用計			1,399,702		2,068,978
一般管理費					
給料	2	307,110		376,478	
役員報酬		69,090		89,737	
給料・手当		185,688		211,324	
賞与		52,331		75,416	
法定福利費	2	38,397		37,594	
その他人件費		1,871		-	
交際費		1,188		6,484	
寄付金		-		2,000	
会議費		266		1,259	
旅費交通費		8,987		13,429	
租税公課		14,026		21,228	
不動産賃借料	2	15,766		25,291	
賃借料	2	4,297		6,004	
固定資産減価償却費	1	2,849		6,660	
資産除去債務利息費用		99		161	
支払報酬料		6,341		7,778	
消耗品費		371		4,373	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		6,677		7,370	
保険料		291		333	
送金手数料		2,152		4,751	
一般管理費計			414,689		525,194
営業利益			517,405		1,018,102
営業外収益					
受取利息	2	3		6	
雑収入		71		168	
営業外収益計			74		174
営業外費用					
雑損失		-		65	
営業外費用計			-		65
経常利益			517,479		1,018,211
税引前当期純利益			517,479		1,018,211
法人税、住民税及び事業税	2		145,545		321,168
法人税等調整額			1,061		15,464
当期純利益			372,995		712,506

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	274,353	274,353	625,646	625,646
当期変動額							
当期純利益				372,995	372,995	372,995	372,995
当期変動額合計	-	-	-	372,995	372,995	372,995	372,995
当期末残高	450,000	450,000	450,000	98,642	98,642	998,642	998,642

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

（単位：千円）

事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2024年 3月31日）（単位：千円）							
	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	450,000	450,000	450,000	98,642	98,642	998,642	998,642
当期変動額							
当期純利益				712,506	712,506	712,506	712,506
当期変動額合計	-	-	-	712,506	712,506	712,506	712,506
当期末残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

2．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、あおぞら銀行株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

１．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	3,575千円	6,043千円

２．関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
流動資産		
預金	141,652千円	584,487千円
流動負債		
未払手数料	162,166	277,387
その他未払金	190,684	332,756

(損益計算書関係)

１．減価償却実施額

	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
有形固定資産	614千円	1,068千円
無形固定資産	2,234	5,591

２．関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	334,380 千円	552,935 千円
給料	307,110	372,428
法定福利費	37,844	36,896
不動産賃借料	15,766	25,291
賃借料	3,446	4,927
受取利息	1	3
法人税、住民税及び事業税	131,158	263,684

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,092,830	1,092,830	-
(2) 未収入金	26,551	26,551	-
(3) 立替金	25,707	25,707	-
資産計	1,145,089	1,145,089	-
(1) 未払手数料	559,580	559,580	-
(2) その他未払金	240,048	240,048	-
負債計	799,628	799,628	-

当事業年度（2024年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	0	-
資産計	1,706,099	1,706,099	-
(1) 未払手数料	876,900	876,900	-
(2) その他未払金	366,193	366,193	-
負債計	1,243,093	1,243,093	-

（注1）「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年 3月31日現在）（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,092,830	-
(2) 未収入金	26,551	-
(3) 立替金	25,707	-
合計	1,145,089	-

当事業年度（2024年 3月31日現在）（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	-
合計	1,706,099	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット 以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2024年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年 3月31日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,706,098	-	1,706,098
未収入金	-	0	-	0
資産計	-	1,706,099	-	1,706,099
未払手数料	-	876,900	-	876,900
その他未払金	-	366,193	-	366,193
負債計	-	1,243,093	-	1,243,093

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬及び未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	381	523
未払賞与	18,111	21,007
資産除去債務	3,806	6,970
未払事業税	5,105	12,719
税務上の繰越欠損金(注2)	6,376	-
繰延税金資産小計	33,781	41,221
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	6,376	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,806	-
評価性引当額小計(注1)	10,183	-
繰延税金資産合計	23,598	41,221
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,913	5,072
繰延税金負債合計	2,913	5,072
繰延税金資産(負債)の純額	20,684	36,148

(注) 1. 評価性引当額が10,183千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が課税所得に充当されたことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年 3月31日)(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	1,879	3,106	-	1,390	6,376
評価性引当額	-	-	1,879	3,106	-	1,390	6,376
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年 3月31日)(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
住民税均等割	0.1	0.0
評価性引当額の減少	3.3	1.0
その他	0.5	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%	30.0%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、あおぞら銀行株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

（3）資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）	当事業年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）
期首残高	12,331	12,431
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	22,627
時の経過による調整額	99	161
資産除去債務の履行による減少額	-	12,456
期末残高	12,431	22,763

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1．収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
営業収益	2,331,797	3,612,275
うち委託者報酬	2,331,797	3,612,275
公募投資信託から生じるもの	2,177,076	3,445,798
私募投資信託から生じるもの	154,720	166,476

2．収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 グループ通算 制度	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	131,158	その他未払金	131,158
							出向者負担金	344,954	その他未払金	59,525
							代行手数料	334,380	未払手数料	162,166

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 グループ通算 制度 機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	263,684	その他未払金	263,684
							出向者負担金	409,324	その他未払金	68,606
							賃借料	4,927	その他未払金	465
							代行手数料	552,935	未払手数料	277,387

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	71,549	未払手数料	6,242

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	あおぞら 証券(株)	東京都 千代田 区	30	金融商 品取引 業	なし	事務代 行	代行 手数料	79,416	未払 手数料	7,725

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
1 株当たり純資産額	55,480.15円	95,063.86円
1 株当たり当期純利益金額	20,722.00円	39,583.71円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
当期純利益 (千円)	372,995	712,506
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	372,995	712,506
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,000	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

資本金の額

342,037百万円(2023年9月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<(ご参考)再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円(2023年9月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2023年9月末現在)

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法により、銀行業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

2024年7月1日

あおぞら投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松崎 雅 則

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・新グローバル・プレミアム・ファンドの2024年1月31日から2024年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら・新グローバル・プレミアム・ファンドの2024年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

あおぞら投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

松崎雅則

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。